

大館市農地・農業用施設小災害復旧支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自然災害による被害で、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定措置法」という。）の対象とならない大館市内の農地及び農業用施設を復旧する農家等の負担を軽減し、速やかな復旧を図ることを目的とし、大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年4月1日規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業は、復旧を行う農家、水利組合、土地改良区及び共同施行者等（2戸以上の農業者等による組織）を対象に補助金を交付するものとする。

2 この事業による補助を受けようとする者は、当該災害発生日から1月以内に被害報告をするものとする。

(要件)

第3条 現に大館市において暫定措置法又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚災害法」という。）の適用を受けることとなった災害復旧事業が1件以上発生し、市長が支援を必要なものとして指定する災害。

2 適正に管理されている農地・農業用施設を原形に復旧するために要する経費であること。

3 1か所の事業費は10万円以上で、暫定措置法の対象外のものとする。

4 前項に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

(補助率及び対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる区分、補助対象基準額、補助率、補助限度額及び補助対象経費は次のとおりとする。ただし、秋田県農地・農業用施設小災害支援事業に該当する場合は括弧書きの内容とする。

区分	補助対象基準額	補助率	補助限度額	補助対象経費
農地	事業費の10万円以上40万円未満	1か所の補助対象基準額の1/3以内。	13万3千円 (26万6千円、内訳：県	工事請負費、資材購入費、燃料費、運転労務費を含む建設機械等の借上料及

		(2 / 3 以内、 内訳：県 1 / 3、市 1 / 3)	13 万 3 千円、 市 13 万 3 千 円)	び作業人夫賃金 ※自力復旧の際の単価 は、当該年度の機械借上 料及び人夫賃金単価表に 基づくものとする。
農業用 施設		1 か所の補助 対象基準額の 1 / 2 以内。 (5 / 6 以内、 内訳：県 1 / 3、市 1 / 2)	19 万 9 千円 (33 万 2 千 円、内訳：県 13 万 3 千円、 市 19 万 9 千 円)	

2 補助金の額は、1,000 円未満を切り捨てるものとする。

(補則)

第 5 条 本要綱に定める事項のほか、本事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した災害について適用し、施行日前に発生した災害については、なお従前の例による。